

公 告

令和 7 年 3 月 2 8 日

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	地区	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 242010001	安佐南区沼田町	2.85 (3.19)	公告の日～2051.3.31	
集 242010002	安佐南区沼田町	5.84 (7.48)	公告の日～2051.3.31	
集 242010003	安佐南区沼田町	7.93 (9.98)	公告の日～2051.3.31	
集 242010004	安佐南区沼田町	0.33 (0.43)	公告の日～2051.3.31	
集 242010005	安佐南区沼田町	5.36 (7.00)	公告の日～2051.3.31	
合計		22.31 (28.08)		

※カッコ内は実測面積

2 縦覧場所

- (1) 広島市役所 経済観光局 農林水産部 農林整備課
- (2) 広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

3 本公告により、広島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。